

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づき令和4年5月31日付けで行った身体障害者手帳（以下「本件手帳」という。）交付処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の肢体不自由の障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害者障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を4級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、2級への変更を求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

令和3年7月、新型コロナウイルスのワクチンが接種された瞬間から左腕（肩から指先）が痺れ、動かなくなり、その夜から熱、倦怠感、接種部位の痛みといった副反応の症状が現れた。同年8月から12月まで、熱、下痢、吐き気等の身体の違和感や左腕の痛みがあり、ロキソニン等で凌いできたが、令和4年に入ってか

らは左腕の接種部位が激痛となり、夜も眠れず、次第に左腕が上がらなくなった。

請求人は、30件以上の整形外科に電話し、その症状を説明したが、受診を断られた。〇〇病院を受診したが、処方薬による副作用が強く、左腕の症状には全く効果はなかった。そこで〇〇病院を受診し、MRI、筋電図他の検査もしたが、本件医師からは、左腕が痺れ、全く動かない原因が全く分からないとのことであった。

関節可動域（ROM）右手は、手の甲から腕まで痺れ、痛み有、筋力テスト（MMT）右手は△、左手は全て×である。

左一上肢の機能全廃として、本件手帳を4級から2級へと変更することを求める。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年3月9日	諮問
令和5年4月11日	審議（第77回第3部会）
令和5年5月23日	審議（第78回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、身体障害者手帳（以下、単に「手帳」という。）の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の

定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、同条1項の申請に基づいて審査した結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）4条は、法15条1項の規定による手帳の交付の申請は、市の区域内に居住地を有する者にあつては当該居住地を管轄する福祉事務所の長を経由して行わなければならないとしている。

そして、法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

(2) 東京都においては、上記(1)に基づき、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

(3) 処分庁は、上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容に基づき判断すべきものと解される。

## 2 本件処分についての検討

以下、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、検討する。

- (1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害（左上肢機能障害）に係る一上肢の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級 別	肢 体 不 自 由 （ 上 肢 ）
2 級	4 一上肢の機能を全廃したもの
3 級	3 一上肢の機能の著しい障害
4 級	3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの
	5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの
	7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの
	8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2「等級表解説（抄）」のとおりとしている。

- (2) 請求人の障害等級について

本件診断書によれば、請求人の障害名は、疾病（機能性神経障害）を原因とする左上肢機能障害（左肩関節拘縮、廃用性筋力低下・筋萎縮）と診断されている（別紙1・I・①及び②）。参考となる経過・現症欄には「2021年7月COVID-19のワクチン接種後に肩周囲の疼痛と上肢の筋力低下が出現。神経学的に説明できない筋力低下の分布であり、腋窩神経の電気刺激では、複合筋活動電位には左右差を認めず、注射による神経損傷の後遺症は否定的であった。疼痛と機能的な筋力低下が遷延して、肩関節周囲炎や、廃用性の筋萎縮・筋力低下・疼痛などが二次的に生じていると考えられる。」とあり（同・④）、一上肢の機能の著

しい障害に当たり、3級相当として申請するとされている（同⑤）。

肢体不自由の状況及び所見は、左手を含む左上肢に運動障害（弛緩性麻痺）があり、起因部位は筋肉及び骨関節、握力は、右が30kg左が0kg、動作・活動の評価は、単独動作である「〔はしで〕食事をする」、「コップで水を飲む」、「ブラシで歯を磨く」は右が全て○（自立）であるのに対し、左が全て×（全介助又は不能）である。そして、筋力テスト（MMT）においても、左上肢は全ての部位において×（筋力が消失又は著減）であることから（別紙1・Ⅲ）、請求人の左上肢の障害は、肢体不自由の「全廃」の具体例として挙げられる「徒手筋力テストで2以下に相当するもの」（別紙2・第3・1・(3)）に該当するように見える。

しかし、動作・活動の評価のうち、共働動作についてみると、「タオルを絞る」は×（全介助又は不能）であるが、「シャツを着て脱ぐ〔かぶりシャツ〕」、「ズボンをはいて脱ぐ（どのような姿勢でもよい）」及び「背中を洗う」はいずれも△（半介助）（別紙1・Ⅱ・一及び二）、また、関節可動域（ROM）には、左肩関節の伸展・屈曲が60度、内転・外転が30度と記載されているが、その余の部位について、測定結果の記載はない（別紙1・Ⅲ）。

そうすると、請求人には、本件障害に起因すると思われる様々な症状の出現により、日常生活を送る上で、ある程度の不自由さがあっても、一定程度の目的動作能力は確保されているものと認められ、また、本件診断書には「肩関節周囲炎」「左肩関節拘縮」「肩関節の拘縮」との記載はあるものの、肩関節以外の関節に障害があることをうかがわせるに足る所見がないことに鑑みると、「一上肢の機能障害」に該当すると認めるのは困難といわざるを得ない。

したがって、本件障害は、左肩関節の機能障害として認定され

るべきであり、その障害の程度は、「関節可動域30度以下」（別紙2・第3・2・(1)・イ・(ア)・a)との機能全廃の具体例に該当することから、「全廃」（4級）と判断するのが相当である。

なお、本件診断書には、将来再認定について軽度化1年後とあり、処分庁が再認定1年後を付して本件手帳を交付したことは相当である。

- (3) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「疾病による 上肢機能障害【左肩関節機能全廃】（4級）」と認定するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法性又は不当性を主張する。

しかし、上記1・(3)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級4級と認定することが相当であることは上記2記載のとおりである。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙 1 及び別紙 2 (略)